
平成30年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成30年12月19日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成30年12月19日 午前9時30分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第3号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第7号)(討論・採決)
- 日程第3 議案第4号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第4 議案第5号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第5 議案第6号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第6 議案第7号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第7 議案第8号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第8 議案第9号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
(討論・採決)
- 日程第9 議案第10号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第10 議案第11号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第11 議案第12号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について(討論・採決)
- 日程第12 議案第13号 周防大島町公民館条例等の一部改正について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第16号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算(第8号)(質疑・討論・採決)
- 日程第14 議員派遣について
- 追加日程第1 柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件

- 追加日程第2 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙
追加日程第3 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件
追加日程第4 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙
追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 議案第3号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）（討論・採決）
日程第3 議案第4号 平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
日程第4 議案第5号 平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
日程第5 議案第6号 平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
日程第6 議案第7号 平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
日程第7 議案第8号 平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討
論・採決）
日程第8 議案第9号 平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
（討論・採決）
日程第9 議案第10号 平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（討論・
採決）
日程第10 議案第11号 平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）（討論・
採決）
日程第11 議案第12号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について（討
論・採決）
日程第12 議案第13号 周防大島町公民館条例等の一部改正について（委員長報告・質疑・討
論・採決）
日程第13 議案第16号 平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）（質疑・討論・
採決）
追加日程第1 柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件
追加日程第2 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

追加日程第3 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件

追加日程第4 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

追加日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

日程第14 議員派遣について

出席議員（13名）

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	9番 尾元 武君
10番 新山 玄雄君	11番 中本 博明君
12番 久保 雅己君	13番 小田 貞利君
14番 荒川 政義君	

欠席議員（1名）

8番 松井 岑雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	椎木 巧君	代表監査委員 ……………	西本 克也君
副町長 ……………	岡村 春雄君	教育長 ……………	西川 敏之君
病院事業管理者 ……………	石原 得博君	総務部長 ……………	中村 満男君
産業建設部長 ……………	林 輝昭君	健康福祉部長 ……………	平田 勝宏君
環境生活部長 ……………	佐々木義光君	久賀総合支所長 ……………	藤井 正治君
大島総合支所長 ……………	近藤 晃君	東和総合支所長 ……………	山崎 実君
橘総合支所長 ……………	中村 光宏君		
会計管理者兼会計課長 ……………			大下 崇生君

教育次長 …………… 永田 広幸君 病院事業局総務部長 … 村岡 宏章君
総務課長 …………… 岡本 義雄君 財政課長 …………… 重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

12月17日の本会議に続きお疲れさまです。松井議員から欠席の通告を受けております。
これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第1、諸般の報告を行います。

12月17日の本会議に追加上程し、全会一致で可決しました、大島大橋損傷事故によって発生した被害・損失に係る損害賠償請求及び被害者の救済支援に関する意見書につきましては、昨日、椎木町長、私、そして県のほうからは柳居議長、それから弘中副知事、4名で要望をしてみました。

昨日、菅内閣官房長官、県選出の国会議員の方々に面会の上、この事故に伴い町民は飲用水や生活水の確保に窮し、つらい給水生活を余儀なくされたことや、橋の損傷により秋の行楽シーズンのさなかにもかかわらず、町を訪れる観光客は大幅に減少し、ホテルや商業施設等では、大量の宿泊キャンセルや商品の物流停止等による休業や営業制限を余儀なくされるとともに、特産品である大島みかんや水産物の出荷もままならなくなるなど、観光業、農業、漁業、商工業をはじめ町の経済は壊滅的な打撃を受けたこと。

また、今回の事故によって被った被害・損害額は、橋や送水管の復旧費約28億円に加え、町内の民間事業者が被った逸失利益や町民が給水のため被った費用などを合わせると、その総額は相当な規模に上がることが見込まれ、町は県と連携して、その全額を加害船所有企業に賠償請求していく考えであります。今回の事故において、船主の責任制限を定めた船主責任制限法が適用された場合、その賠償額は、最高でも、橋や送水管の復旧費をも下回る24億円程度と見込まれております。

事故の原因は、外国貨物船船長の重大な過失によって発生したものであるにもかかわらず、賠償額に制約がかかり、実際に発生した損害額が受け取れないということになれば、何の瑕疵もない周防大島町の民間事業者や町民が多大な負担を強いられ、今後の生活や営業面で大きな不安を抱え続けることになり、町としても、そうした事態を受け入れることは到底できないことについて、総務省、内閣府、国土交通省にも伺い、法の適用外となる損害賠償請求手続きや相手方との

交渉を進めていくことにあたっては、国の関係機関による最大限の支援と協力をお願いし、今後、仮に、船主責任制限法が適用され、賠償額に制約がかかった場合には、責任限度額を超える被害や損害に対して、国による財政的な支援措置を検討していただくこと。

また今後、こうした事態が生じた場合の国内での救援法を整備するなど、何の瑕疵もない被害者が不当な負担を強いられることがないような措置を講じられること。

海域における今回のような過失事故の再発を避けるために、航路の航行規制の強化対策について早急な検討を行っていただくことについて、しっかりとお伝えし、要望してまいりました。

要望先について、どれだけの要望先といたしますか、政府にお願いしてきたかということをおよそと発表させていただきたいというふうに思っております。

全部で、山口県選出の国会議員、安倍晋三先生、岸信夫先生、梶屋敬悟先生、高村正大先生、古田圭一先生、そして河村建夫先生、参議院に参りまして、林芳正先生、江島潔先生、北村経夫先生、阿達雅志先生。

それと直接は関係ないんですが、山口県にゆかりのあるということで、杉田水脈衆議院議員、それから国光文乃衆議院議員を、実際に御本人にお会いして詳しく島の窮状を訴えてまいりました先生は、岸先生と林先生、それと阿達先生でございます。

そして、4時過ぎぐらいになりましたかね、菅内閣官房長官にも面会をさせていただきまして、島の窮状についてしっかりと訴えてまいりました。

それから、内閣府に行きまして、片山さつき内閣府特命担当大臣にも面会することができまして、島の窮状、これからの島の水資源の対策とか、そういうふうなこれからのライフラインの整備についてもしっかりと対応してまいりました。

国交省は各課、ざっと行ってまいりました。国交大臣の石井啓一先生、国交副大臣塚田一郎先生、副大臣の大塚先生、政務官の工藤先生、田中先生、阿達先生、森事務次官、技監等々、それと海上保安庁の受付窓口で要望書を手渡してまいりました。

町長と、大変ハードスケジュールの中で、島の窮状をしっかりと訴えてまいりましたが、これがしっかり実になってほしいという思いを込めまして、これからも精力的に町執行部と一緒になりまして、議会が強力にサポートしていかなければならないというふうに思っておりますので、一つこれからもよろしく願いいたします。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第2. 議案第3号

日程第3. 議案第4号

日程第4. 議案第5号

日程第5. 議案第6号

日程第6. 議案第7号

日程第7. 議案第8号

日程第8. 議案第9号

日程第9. 議案第10号

日程第10. 議案第11号

○議長（荒川 政義君） 日程第2、議案第3号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）から、日程第10、議案第11号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）までの9議案を一括上程し、これを議題といたします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第3号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第3号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

公民館の運営経費におけます非常勤嘱託職員の報酬増につきましては、合理的理由を欠くものとして賛成できず、このことによって議案全体に対する信用は失墜し、全てに反対せざるを得ないことは、誠に残念なことであります。

この予算は、大島公民館と橘公民館について、嘱託職員である館長の報酬を上げるというものであり、今年の5月からの勤務条件の変更に伴うものであるということで、これまで月17日の勤務体制を常勤に変更するという御説明もあり、これに伴う報酬予算増ということでございますが、そもそも5月からの勤務条件の変更がなぜ必要なのか全くもって不明でありますし、仮にどうしても5月改定が必要であるならば、4月に臨時議会を開催して補正予算を通してから執行すべきものでありまして、予算の裏付けのないまま報酬改定の辞令を交付したことは、職員や組織全体に対して余りにも無責任であり、議会に対して不誠実きわまりないと言わざるを得ません。

また、大島、橘の各公民館は報酬改定を行いながら、久賀公民館につきましては据え置きということでありまして、その理由につきましては、各館長からの意見を踏まえてのことであるという答弁もありましたが、館長という責任のある職の勤務体制を、それぞれ、職員からの要望により決めるなどあり得ない話でありますし、各公民館の業務に大きな差があるとは考えがたく、また差があるべきことではありませんので、その理由は全く合理性を欠くものと言えます。

この予算に象徴されるように、全般的に予算に対する認識が甘いといしか言いようがなく、足りなくなったら補正という姿勢では、予算編成の意義すら失われてしまいます。

このような合理的理由を欠く補正予算には、とても賛成できるものではありませんので、今回の補正予算議案については、明確に反対の立場を表明しておくものであります。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 今回の補正予算では、久賀小学校、安下庄、東和の両中学校の空調設備工事が前倒し的に早まることになり、来年6月ごろまでには完成見通しとのことでございました。来年の夏には涼しい環境で勉強できることになったことは、児童生徒の皆さん、心配していた保護者の皆さん方に歓迎されることと思います。

これまで防衛の補助事業として進められてきたものを、文科省の補助事業に変えることで実現したとのことでした。防衛関連の補助事業が、文科省の補助事業に比べて補助率が高いにもかかわらず、高率の償還率の起債を使うことでそれをある程度補い、実現に至ったことを伺い、その苦勞に対し評価した上で賛成といたします。

全体としては賛成ではありますが、残念ながら賛成できない点も指摘せざるを得ません。社会教育総務費及び公民館費の人員費の減額補正がされていますが、この部分に関連して賛成できない問題があります。よくよく話を伺ってみると、社会教育部門全体では、当初に比べると1人の職員が減っていることになり、詳しくは省きますが、帳簿上は2人が減っていることになります。

これはかねてから指摘しているとおり、以前は各地域の公民館にいた社会教育を担当する職員を教育委員会がある東和庁舎に移し、そこから各公民館などに行事があるときは派遣されるという体制がつくられてきましたが、その延長線上にある削減です。

そのことによって、公民館で各種の教室やスポーツを利用する方から、不便になったという声が寄せられています。東和を除く公民館は、今や非正規の館長ともう一人の職員の2名だけの体制で、夜間に公民館を使うには職員ではない方が管理している状態です。

教育長は、社会教育を充実させると言いますが、職員体制はこの数年で大きく後退し、ある元職員の方からも、直接町民とかかわるところなのにこれでいいのかという声も伺いました。

今回の補正には、難しい選択ではありますが、かろうじて賛成ではありますが、この点では大事な問題としてどうしても発言しておきたいと思います。

しかし、今回の補正予算で空調設備の工事請負費は3,400万円余りで、3校の教育環境が大きく改善する点をもって賛成といたします。

○議長（荒川 政義君） ほかに、反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成30年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成30年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成30年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成30年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成30年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成30年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成30年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号平成30年度周防大島町水道事業企業会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、議案第12号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これより討論を行います。

議案第12号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第12号につきまして、反対の立場を明確にしておくために

一言だけ申し上げておきます。

本条例改正は、1,200万円もの予算増を伴う、職員、町長、議員等の給与等の改定についての議案でございますが、大島大橋の事故により40日間に及ぶ苦渋の日々を送った町民へ何の手も差し伸べず、病院や家庭でいまだに苦しい思いをしている町民への手当てを差しおいて、今この時点でこのような議案を上程すること自体、到底理解できるものではありませんし、事故対応や断水対応の不手際にも我慢に我慢を重ね、苦渋を乗り越えて立ち直ろうとする町民の傷に塩を塗るような議案にはとても賛成できるものではなく、強く反対の意思を表明しておきます。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この議案の、第1条から4条までの職員の手当に関する条例については賛成します。

ただし、この中に病院事業局に勤務する看護師及び准看護師についての、勧告どおりの改定が行われていないことについて、または、病院職員全体についての改定が行われていないことについては反対をいたします。同じ町職員の中に格差をつくり出す行為であり、断じて認められません。

また、病院の会計が赤字になっていることで、そのしわ寄せを町立病院の職員に押しつけるものであり、筋違いもいいたころです。赤字になったのは、看護師さんたち病院職員に何の責任もないことであり、安易に期末手当の事実上の削減を行うものとして強く反対いたします。

さらに、5条から8条までは、町長、副町長、教育長、町会議員の期末手当の引き上げを行うものであり、その影響額は1年間の総額で66万3,540円にもなります。この5条から8条までについては反対をいたします。

今議会では、町長もあれだけ町財政の逼迫を訴えていたのに、また、貨物船の衝突事故によって多くの町民に多大な出費を余儀なくさせているときに、町長や議員の手当を上げるというのは全く町民感情にそぐわない行為でもあります。

今回の期末手当の引き上げは見送るべきであることを訴え、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町一般職の職員の給与に関する条

例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 1 3 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1 2、議案第 1 3 号周防大島町公民館条例等の一部改正についてを議題とします。

1 2 月 1 1 日の本会議において、総務文教常任委員会に付託いたしました付託案件について、総務文教常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（久保 雅己君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会に付託されました議案第 1 3 号についての審査における経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、1 2 月 1 4 日、委員全員出席のもと、会議規則第 6 8 条に基づき田中議員にも出席いただき、付託された案件の審査を行いました。

議案審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

委員から、使用料金の改定に際して、近隣市町の状況を参考として決定したとのことであったが、近隣市町では部屋の大きさなどで細かく使用料が設定されており、この条例案のように一律の扱いとする理由は何かとの質問に対し、本町は合併して 1 4 年が経過しているが、合併の際には住民の負担は低いほうへということで、現行の使用料で最も低い東和総合センターをベースに検討をしたが、空調料金については他市町の料金との比較はしていないとの答弁でした。

また、施設の使用料の見直しは必要だが、料金を変えることについてのコンセプトが見えてこないとの意見については、このたびの改定に際しては公民館運営審議会で、社会教育推進の立場としては、より低廉な使用料をとという意見をいただき、低めの料金を設定したとしているとのことでした。

続いて別の委員からは、施設の新しさの違いや部屋の大きさが違う中で、一律 2 1 0 円とした理由は何かとの質問に対し、検討段階で 1 0 0 平米を基準に検討したが、値上げとなる部屋が多くなることから、現在の使用料金の低いほうに統一した。空調等使用料金も東和総合センターの実際の使用料金 2 7 5 円を参考に、LED 等の省エネ効果を踏まえ、2 1 0 円としたとの答弁がありました。

また、次に別の委員から、監査委員から受益者負担の明確化と類似施設の料金の違いの解消について指摘があったが、何を基準に使用料を決めたのかがわからないとの質問に対し、維持費に係る費用の 1 0 % に設定すると現行料金を倍額程度にしなくてはならず、社会教育振興の立場と

しては、2倍までは上げられず、現状で低いほうの統一となったとの答弁がありました。

また、各施設の部屋の名称について、全て研修室とすることについて、委員から、住民に親しみのあった部屋の名称を変更することは、住民を混乱させることになる。部屋の案内板なども作りかえねばならず、余分な経費の支出を伴うのではないかという質問に対し、看板作製経費までは試算していないが、住民がどこの施設に行っても利用できる研修室があることがわかるように名称を統一しているとの答弁がありました。

以上が、議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正についてで、本委員会に付託されました議案に対する審査における主な発言の内容であります。

その後、討論、採決を行いました。議案に対する検討の熟度が低く、議員の質疑に対しても明確に答弁できない。また、町民からパブリックコメントを実施した上で時間をかけ、町の施設全般について、行政改革も含めた統一的な改正をすべきであるとの反対討論がありました。

一方、施設ごとで比較すれば負担が増加するところはあるものの、主だった4地区の公民館では、公民館運営審議会での協議を踏まえ、社会教育の推進という立場から、住民がより使いやすい低料金としたことについては評価できるとの賛成討論もありました。

採決の結果、議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正については、賛成多数で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでございました。

これより討論を行います。議案第13号、討論はありませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第13号につきまして、反対の立場で討論をいたします。余り長くなってもいけませんので、要点のみ述べさせていただきます。

まず、憲法第94条の規定により付与された自治立法権に基づいて制定される条例が、自治体行政の根幹をなすものであることは言うまでもないことであります。

本議案につきましては、公民館をはじめとする公の施設の使用料を改定しようとするものでありまして、町民の生活に密接にかかわるものでありますので、公金の支出と同様に、その改定には極めて慎重な議論が必要でありますし、その内容や結果については、十分な説明責任を果たせることが必要であるということも言うまでもないことであります。

地方自治法第225条では、普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を

受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる」と規定されておりますが、公の施設は、必ずしも利用者に使用料を負担してもらわなければならないものではありませんし、公民館など、住民の福祉や健康を増進する目的を持ってその利用に供するために設置した公の施設に要する経費は、全て税金で賄うという考え方もできるものであります。公の施設を利用しない人とのバランスや公平な利用に供する必要性を有する公の施設にありましては、利用者に対して、ある程度の負担感のある使用料を課すことは、合理的な理由があると言えます。

また、公の施設を維持管理していくためには、相応の経費が必要であります。利用者の便益を確保するために必要となる経費につきまして、その便益を享受する対価として利用者に一定の負担を求めることは、公の施設を利用しない人との公平性を図るためにも必要なことだと言えるものであります。

使用料の改定にあたりましては、このような基本的な考え方に関する議論をベースにして、公的目的や受益者負担や公平性など多様な観点から検討をしまして、合理的な根拠を有する使用料の設計が必要なことは言うまでもありませんが、本条例改正議案につきましては、その基本的な思想も考え方も構築されないまま、従前の使用料をもとに、他の自治体の例を参考にして、一定の線引きをして機械的に料金の統一を図るといふ、誠に安易で短絡的とも言える手法により使用料の改定をしようとするものでありまして、本会議及び委員会の質疑におきましても、納得のいく答弁はなく、とても本条例改正に賛成できるものではありません。

その理由といたしまして、次の８点を述べさせていただきます。

まず、使用料についての考え方が確立されていない点でありまして、そのことを事前に指摘しているにもかかわらず、検討すらしようとした形跡が見えない点であります。

施設使用料を算出するにあたりましては、先に述べましたように、一定の受益者負担は必要であると考えられますが、利用者の方が負担すべき割合は、施設の性質によって異なることは当然であります。

本条例改正案に含まれている施設について例えますと、高齢者の福祉増進を図るための施設であります老人福祉センターと体育の振興や健康増進を図る施設であります体育館とでは、その利用者の負担割合は変わるものと考えられますので、仮に全く同じ構造の建物であったとしても、その目的によって使用料が変わる場合もあることは当然のことです。

一方で、利用者が負担すべき経費は、維持管理に係る経費といたしまして賃金や需用費などでありまして、この維持管理費に建設費や大規模修繕費などは含まれないのも当然のことです。

このように使用料の決定にあたりましては、本来、個々の施設で精密な計算をして算出するも

のでありまして、相当な時間も必要になるものでありますが、単に近隣自治体の金額を参考にした一定の金額をもとに、ばらばらの単価を統一するという乱暴なやり方では、町民や利用者に対して説明がつかないものとなりますので、使用料の積算根拠を明確にした上での条例改正でなければ、とても町民や利用者への説明責任を果たせるものではありません。

2点目は、事前の検討や議論が不十分なことであります。

使用料は町民に負担を求めることでありますので、利用者の意見や議論が不可欠であると言えますが、現場の公民館の担当者との協議すら行われていないようでは、利用者のみならず、管理者の混乱を招くことは容易に想像がつくものであります。

本議会での質疑におきましても、本質的な議論ではなく、最終的には不備もあるが理解を求めるといって一点張りであり、寛容さに欠けると言われるかもしれませんが、これほど議事を愚弄するやり方はなく、言語道断であると受けとめています。

9月議会で執行部からは、担当者の声は聞いている、パブリックコメントがいいのかどうか、どういう形がいいのかも含めて、町民の声の聞き方は検討してまいりたいと答弁がありましたが、町民の声はおろか担当職員の声すら聞いていないまま、条例改正の議案を提出したことは、議会答弁のあり方としても問題でありますし、重要なプロセスを欠いていると言わざるを得ません。

3点目としまして、スケジュール的に本定例会に上程する絶対的な理由が存在しないことにあります。

検討や議論が不十分なまま、合理的な根拠も有しない条例改正議案を、この12月議会で議決しなければならぬ理由はどこにもなく、使用料の考え方やプロセスも含めまして、もっと時間をかけて検討すべきことでありますし、本町には使用料を徴収する施設は、橋ウインドパークやケアプラザ、斎場なども含めてほかにもたくさんありますので、教育委員会だけが改定をするのではなく、全庁的に見直しをしなければならないことは言うまでもありませんが、教育委員会が全庁的な議論も調整もないまま、このような不十分な検討と議論で条例改正をすることは、拙速であると言わざるを得ません。

4点目といたしまして、使用料についての考え方を明確にしないままでは、安易に低料金化の流れができてしまうことへの危険性を指摘しておきます。

本条例改正が先行することで、これを前例としてほかの施設も根拠のない金額で統一することにつながり、本来、受益者負担を高くすべき施設まで低料金化へ流れる可能性もあり、妥当な単価設定を阻害するものでありまして、応益負担を原則とする適正な料金改定をするといった第3次行政改革大綱とも矛盾することになることは重大な問題でありますし、今後の必要な料金改定の障害となる危険性もあります。

さらには、使用料以外の利用料や手数料など公共料金全般、すなわち自治体経営に及ぼす影響

ははかり知れないものがあります。

5点目といたしまして、今回の条例改正には各施設の部屋の名称を変更するという事も含まれておりますが、統一という目的のために部屋の名称まで変更することは、利用者や管理者にとって何の意味もありませんし、混乱や経費増によるデメリットしか生まないものと言えます。

名称変更に伴いまして、部屋の表示看板や申請書等の様式変更も必要になると考えられますので、これらに必要な一定の経費として、無駄な支出につながることは言うまでもありません。

一方で、本来、目的があつて補助金をもって整備した部屋につきまして、現状が物置などで使用しているという理由から、条例から削除するという事でありますが、補助金の目的に反しないか。すなわち、適化法に抵触しないかにつきましても、執行部からは明確な答弁がいただけませんでしたので、万が一にも改正した条例の内容が法に抵触することのないよう、今後、十分に検証する必要があると言えます。

次に、6点目といたしまして、使用料に関する基本知識を欠く点であります。

使用料を改定しようとする所管課が、その最も基本である地方自治法上の使用料についての知識が不十分であることが質疑で明らかになりましたが、そのような法律に関する未熟な知識で町民の負担に直結する条例改正を行うことは、危険きわまりないことだと言え、残念ながら、使用料の改定を伴う条例改正を取り扱う資格はないと言わざるを得ません。

7点目といたしまして、議会に対する不誠実な対応を指摘させていただきます。

主な質疑の内容は、あらかじめ通告していたにもかかわらず、本会議の質疑ではたびたび中断し、的を得ない答弁や答弁すらできない事項もありまして、予定外の委員会付託になったという経緯も異例と言えますし、使用料改正の条例でありながら、議案の金額の間違いを委員会で指摘されるなど言語道断であり、議案を上程する前提条件を欠いているとしか言いようがありません。

仮にこのような議案を可決するようなことがあれば、今後も同様な未熟な議案が続出する危険性もあり、議会の存在意義すら脅かされかねないと言っても過言ではないと言えます。

最後に、8点目であります。本議案は14本の条例を一まとめにして議案上程するという大胆な提案方法であります。それにもかかわらず、本来加えるべき2本の条例が含まれていないということが判明しまして、14本の条例改正を1本の議案として提出した以上、一旦取り下げて、改めて16本の条例改正として提案すべきであると言えます。

公民館条例では、「館長その他の職員を置く」を「館長その他の職員を置くことができる」に改正するという事でありますが、それならば、農業者健康管理センターの所長も「置くことができる」に改正しなければ整合性を欠くことでありまして、農業者健康管理センター設置条例改正が必要でありますし、町衆文化の薫る郷公園の使用料改正につきましても、対象となる使用料が規定されている以上、条例改正が必要であることは言うまでもありませんが、この2本の条例

が本議案に含まれていないことは、不備のある議案、片手落ちの議案であると言わざるを得ません。

以上のように、議案としては体をなしているとは言えないものでありながら、納得いく答弁もなく、とても採決できる状態ではないと言えますし、特に使用料の基本的な考え方が確立していない使用料についての条例改正など、認められるはずもありません。

本条例改正議案に多数の不備な点があることは執行部も認めておりますので、本来であれば取り下げるか、時間をかけて修正すべきことであることは言うまでもなく、そのままの状態でもとも理解することなどできるはずもありません。

数十年前ならいざ知らず、現代におきましては、使用料に対する自治体独自のガイドラインを策定することは当然のことでありまして、先進の自治体では10年以上前から取り組んでいることでもありまして、これは単に教育委員会だけの問題ではなく、町全体で全庁的に取り組むべきことでもありますし、このような条例改正がまかり通るようなことでは、行政改革などかけ声だけで終わることは目に見えていることでもあります。

現在の執行部に先進性まで求めるのは寛容さを欠くのかもしれませんが、せめて普通の議案、議論のできる資料に作り直していただかなければ、現状では土俵にも上げられない状態だと考えておりますが、町民にとっても、町にとっても非常に重要なことである条例に関する議案をこのような形で認めること、そして使用料という、町民や町財政に密接にかかわるルールをこのような形で改正をすることは、地方自治体として将来に禍根を残すことにもなりかねないということだけは申し上げて、反対討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論ございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

まず公民館条例で、久賀公民館、棕野公民館、東和公民館、橘公民館、日良居公民館、日良居公民館油良分室の全てにあてはまる規定として、これまで館長や主事、その他の職員を置く、つまり置くことが義務付けられていた条文を、置くことができると、できる規定に変更されることについて反対いたします。

教育長の答弁であったとおり、置くことができるにわざわざ変えるということは、置かないこともできると変更するものであり、図書館司書も含めて人員の削減になお一層の道を開くことになり、反対です。

この議案説明で町長は、同じ施設が町内で幾つもあることが問題であるかのような発言をされ、昨年4月に出された公共施設等総合管理計画書の中にも、町全体での施設の数、規模は縮小する

と書いてあり、これを具体化するための条例案であることと思われます。

町民が使われている公民館を縮小または廃止していくための改定ではないでしょうか。とても社会教育を発展させようという姿勢には見えません。

さらに、各施設の使用料についても、これまで昼間と夜間に分けて定額の料金になっていたものを、1時間当たりの料金に変更され、長く使うほど料金は、使用料は高くなるという設定になっています。お金をかけないようにこの公共施設を使うには、短い時間で済ませてしまおうとなるのは当然であり、こうした設定では利用者は減る可能性があると思います。

教育委員会からは、各施設の昨年度の使用実績に今回の料金改定をあてはめた場合の試算が出されました。この資料では、17の施設のうち安くなるのは5つの施設にすぎません。あとの12の施設、つまり全体の70%の施設は値上げになる可能性が高いという数字です。行政サービスの低下を招き、町民負担を増すことになるものとして強く反対いたします。

また、各部屋の名称を統一することも、この改定で提案されています。これまで利用者に親しまれてきた部屋の名前を変える必要性について、総務常任委員会でも議論になりましたが、その必要性はとうとう感じませんでした。行政当局が管理しやすくなるということはあるかもしれませんが、町民にとっての利点はないと思います。必要もないのに、少額であれ予算を使って部屋の名前のプレートを新しく作り直すのは、無駄遣いにもなります。

以上の理由で本案に反対します。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。新山議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） 私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本案件は、社会教育だとか文化の向上、そしてコミュニティ活動の推進、さらには体育、そしてスポーツの振興、その拠点施設の料金の改定、改正であります。大変、住民生活に密着した重要な案件であります。

平成16年に周防大島町が合併をして新しい町ができました。その旧町の料金体系のまま今日まで来ておった。その料金の改正については、議会でもいろいろ議論があったところでございます。

今回の審議を通じて委員長報告もございましたけれども、その基本的な考え方は、負担は低く、そしてサービスは高くという合併のときの理念で取り組んだというような答弁がございました。そして、使い勝手がいいように、使い勝手がいいように決めたというようなことでございます。

今、反対討論の中でもありましたけれども、全体を試算をしてみると、この改正案によるとたしか5万6,807円の増額になるということでもあります。けれども、よく使う総合センターだとか、そして文化センターだとか、そういうものは比較的料金を抑えておこうと、こういうふうな案であります。私は、これは妥当な線だろうと思います。

そして、決める過程におきましては、公民館運営審議会というのがありまして、そこで慎重に議論をして、この改正案は妥当であるというような意見があったというようなことも報告にございました。

そのような過程を経て、そして近隣の市町のこういう類似の施設の使用料も参考にして決めたというような過程がございます。ですから、そのような過程を経て提案されたものだというふうに思います。

それと、先ほどからございましたけども、部屋の名前、名称であります、研修室に皆なっているわけであります。これは、私は質疑しましたけども、これはやっぱり柔軟に取り組んで、愛称といいますかね、現在使われておる、例えばふるさと研修室とかいうような形で使われておるのはやっぱりそのまま残すとか、そして、この部屋の名称はこういうふうにしたらいいとか、そういうのは柔軟に弾力的に運用したらいいと思います。教育長さんからそういう答弁も私いただきましたから、ぜひそのように柔軟に対応していただきたいと思います。

審議の過程で答弁をする方々、大変に混乱をいたしました。非常にそれは見苦しかったと私も思います。やっぱり提案するには、それなりの準備と、そして部内の意思統一、しっかりしていただきたい。そして、こういう政策的なといいますか、判断を伴う条例であります。しっかりした信念と、そして熱意を持って提案していただきたい。一言苦言を申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） ほかに、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町公民館条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第16号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第16号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）に

つきまして、提案理由を御説明申し上げます。

既に配付しております、追加補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、大島大橋損傷事故により町全体が断水状態となった際に、町内及び町外の温浴施設が、町民を対象として無料開放していただいたことに対する報償費を支出として計上するものであります。第1条のとおり、既定の歳入歳出予算に1,017万9,000円を追加し、予算の総額を158億4,881万6,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、17款繰入金、財政調整基金1,017万9,000円を取り崩し、今回の補正予算に係る財源といたしております。

次に、歳出でございます。8ページをお願いいたします。

8款消防費1項消防費4目災害対策費に、報償費として、11月9日から12月2日までの期間、無料開放をお願いした町内の温浴施設である、竜崎温泉潮風の湯、グリーンステイながうら潮風呂保養館、片添ヶ浜温泉遊湯ランドに、3施設に対する対応分及び周防大島町民に無料開放をしていただきました町外の温浴施設への謝礼を合わせて、1,017万9,000円を計上いたしております。

以上が、議案第16号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました、これから質疑を行います。これについて質疑は、吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議案第16号の資料についてお伺いをいたします。

こちらの中で、加害船よりの温浴施設運営支援というものがございます。これは、いつ、どのような経緯であったのでしょうか、お教えてください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 加害船というのはオルデンドルフ社でございます。この経緯を少し申し上げたいと思います。

11月の5日、もちろん謝罪に来られた折に、どのような支援ができるかという申し入れが加害者船側からありましたから、それに対しての支援要請といたしまして、11月の5日だったか6日だったかちょっと済みませんが、その際に、県を通じまして給水船の手配と物流専用船の手配・運搬、それと人員輸送船の手配及び運搬、要介護認定者のうち150人、要援護者200人

程度おるんですけれども島内の温泉施設への送迎、また客船や風呂・洗濯場を備えた船舶を手配して、困っている人に提供してもらえないかという要請を出させていただきました。

これに対しまして、相手側といいますか、オルデンドルフ社の仲介役という形で、海事補佐人の方が11月の14日に来庁されました。その際に、給水船につきましてはもうそのときには、11月の9日から対応できるよということの報告はございましたけれども、そのほかの温浴施設とかの運送支援とか、あと輸送支援ですね、人を運ぶ輸送支援なんかのことについて打ち合わせをしたいということで、11月の14日に仲介役という方が来られました、海事補佐人でございますけれども。

そのときに、どういう形でお手伝いできるかということ相談に来られたんですが、私どもとしてはもう全ておたくのほうで完結してくださいと、うちはもちろんお貸しする手もないし、どうすることもできないから、加害者船さん側のほうから手配をして、運搬、温浴施設とかに人を送ったりすることも全部自分でやってくださいというお願いをしたんですが、やはり向こう側としても初めてのことで、手が無いということで、結果、金銭的な支援をさせていただきたいということでございました。

それで、11月の24日でございますが、向こうの代理弁護士と仲介役の方——海事補佐人が来られまして、その金額を500万円ということで支援をさせていただきたいと。それはどういことに使うかという、先ほど申し上げました温浴施設の無料開放に対する支援と、そのときにお話しさせていただいたのは、橋が通行止めとか規制がかかっていましたので、普通車しか通れないということで、橋を渡れない人がおるといことがございまして、シャトルバスというのを運行させていただいたんですが、それに対する金銭的な支援、プラス、温浴施設の中で送迎バスは動かしていただいていたんですが、一部空白地帯、空白地区がございます。具体的にいえば屋代小松地区なんですが、そこについては特別の運送バスを動かさせていただきましたので、これに対する支援というところ、それとあとは温浴施設を無料開放しておくことの経費的な支援をお願いをいたしました。

向こうもそれに対しては了解するというので、500万円の金銭的な支援をするということが決まったわけでございます。

それで話を進めておりまして、結果といたしまして、12月の10日に入金がございました。

これを、ですから、まずはシャトルバスの運行経費と空白地区に回しました運送車、車両の経費に充てさせていただきまして、残りの金額について温浴施設のほうにまずは充てさせていただくと。

これは会社側の支援なんで、予算には計上せずに支出をするという形にはなりますけれども、そういうことで充てさせていただくということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと何点かお聞きしますが、これ17日に議案配付されましたけど、何で追加議案で、しかも17日になったのか、11月24日の時点ではもうお金の支援があるということは決まっていたので、もっと早く議案が出されるべきじゃないかと思いますが、何でこれが17日配付の追加議案になったのか、答弁してください。

それから、今、加害船よりの支援金というお話がありましたけど、これを500万円にしたと、了解されたということですけど、お金の支援があるんなら、この間の一般質問の話に戻るんですが、何でそのときに、11月24日っていったらもう町民の方もどういう損害を受けたか——損害というか、苦勞してもう少しというところまで来ている段階なんで、町民の方が御苦勞された、苦しんでこられて、何とか乗り切ろうというときでありますので、なぜそのときに町民への見舞金というのを約束させなかったのか、その辺を御答弁ください。

それと、ちょっと今、料金のことには非常に過敏になっておりますが、この積算根拠の、例えば竜崎温泉でいえば回数券単価514円というのがありますが、これはどういう積算根拠で514円になっているのか、教えてください。

それと、町外の御協力をいただいた温浴施設への10%を負担するという形のように、この10%という決定根拠、以上、御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私のほうからは、なぜ追加議案になったのかということですが、実際にこの温浴施設に対して支援するといいますか、謝礼を払うという決定が協議されたのが遅かったのと、先ほど言われた、早い段階で支援金をもらうという話があったのであればということですが、これにつきましては、予算に計上する金ではなかったということで、当初の議案には入らなかったということで御理解いただいたらと思います。

それと、17日でしたですかね、そのときに500万円の話があったときになぜ見舞金をという話でございますが、実は支援をするという話につきましては、金額が500万円というのはそのときに話が出たんですけども、それ以前に私どもが支援要望をしております、その中で温浴施設に対する運営とか、バスを回したりする運行支援とかいうのにつきましては、加害者船側も早い段階で支援はしますということは申しておりました。

その中の詰めていったのが、最終的に17日の500万円という決定になったんでございますが、その当時には、まずはとにかく私どもといたしましては、早い段階でございますので、水をどう確保するか、どういうふうに温浴施設——風呂を開放していくかとか、また臨時船をどう動かしていくとか、橋をどういうふうに人を渡っていただくとか、そういうところばかりの整理が手いっぱいございまして、まして、住民の方に対する見舞金ということについては頭にござい

ませんでした。ですので、そういう話をしていなかったということで御理解いただいたらと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに。林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 各入浴施設の回数券単価の積算根拠ですが、まず、最初の竜崎温泉につきましては、通常の1回限りの入浴であれば通常720円、大人がですね、それが回数券で購入すると10枚つづりになりまして、その単価が5,140円、回数券単価ですから単純に10枚で割って514円。で、65歳以上につきましては同じく5,140円ですが、回数券単価が今度は11枚になります。それで、5,140円を11枚で割ると467円という単価の積算で、人数につきましては実際入った入浴者の人数でやっていますから、実人数です。これが全てそれぞれの単価と後ろの入浴者数に掛け合わせています。（「単価のものがどういう根拠か」と呼ぶ者あり）回数券の根拠ですから、もうずっとそれしかないっていう。（「回数券の根拠は何で決まっちゃうかって、どういう金額で積み上げて、この回数券——回数券はまともな料金でもええけど」と呼ぶ者あり）単価がということですか。

○議長（荒川 政義君） 議会になってないよ。そこでやりとりするだけの話じゃない。ちゃんと（「答弁になってない」「先に」と呼ぶ者あり）答弁、きちっと答弁していただきますが、そこでから、議席のところから発言するというのはいけんよ。

○産業建設部長（林 輝昭君） それと各町外の温浴施設につきましては、何でこの金額かということですが、アクアヒルやないにつきましては、通常入浴が510円、入浴者数が書いてあるとおりの1万2,686人入っております。

その大体、これだけの人が入ると1割ぐらいは燃料費的などでいくんじゃないかということで、1割という、10%ということにしております。

中の積算根拠につきましては、それぞれのまだ実際私自身やったことないんで、よくわからないんですが、あとまた調べてみます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） あとというのは、いつ御答弁いただけるんでしょうか。

それと、人数は実際の人数ということですが、それはどういうふうにかウントされて、どういうふうな裏付けをとったのか、それをお答えください。

それと、さっきの支援金の話ですが、答弁17日と言われましたけど、さっきの吉村議員の質疑における答弁では、11月24日に弁護士と海事補佐人が来庁して500万円の支援を決めたということなんで、それを11月24日であれば、既に、頭になかったというのは誠に失礼な話で、町民の方が苦しんで一月以上過ごされたその段階ですので、頭になかったというのは余りにも不謹慎だと思います。

そのときに町長も、見舞金は加害者であるオルデンドルフ社が負担すべきものだから、町の公金は出せんということと言われたんで、ではその時点で、オルデンドルフ社に500万円じゃなくて5億円の支援金を求めるべきじゃなかったんでしょかということをお願いしています。

それと、町外の温浴施設への10%、燃料費ということなんで、だからそういうことを申し上げているんです、今の町内の施設の514円、これが全て燃料費という積算であるんなら、それはいいと思いますが、そこがわからないんで、それをどういう金額、どういう経費を積み上げて514円になっておるのかということをお教えくださいということをお願いしたので、きちっと答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の500万円の支援金というのは、例えば交渉でもってから幾らにしようというふうな話であったわけではないのです。今、部長が申しあげましたように、当初何らかの支援をとということですから、その支援については先ほどから部長が答弁したような支援をお願いをすると、当面お願いするというのが、県を通じてオルデンのほうには——オルデンの代理人のほうに伝えられたということございまして、そこで金額をじゃあ幾ら支援しましょうかとか、そういうことを具体的な話を、金額を出してするような協議をしたような場ではありません。

ただ、当面、何としてもシャトルバスとか、または船の問題とか、いろいろそういう緊急性のあるもので支援することがあれば、当然水の話もありました。そういうことを、本来で言えばお金というよりも、そちらのほうで水を配ってくださいというふうに言いたかったわけですが、そういう支援をするということについては、緊急的にはオルデンのほうで船を回すとか、それ以外にということでしたから、私たちはシャトルバスとか、または船とかいうことございまして、具体的に金額を幾らにしましょうか、どうしましょうかとかいうような、そういうふうなことではなくて、オルデン社のほうとしても、当面支援ができるものは何でしょうかというふうな意味合いのことございまして、見舞金を出せとか、そういう交渉的なものは全くやっておりませんので、そのようなことにはならなかったというふうに思います。

そのような交渉をやるような時間——そういう時期ではなかったというふうに思っておりますので、向こうからの申し出もそういう交渉をしようというふうな話じゃ全くありませんでした。

そして、514円の根拠をということでございました。実は、これは12月の2日まで温浴施設は無料で開放していただいたわけでございますが、そうした中で、12月1日には断水が全て解消されたわけですから、当然のことながら12月2日で無料開放も終えたわけでございます。

そうした中で、既に議案等の整理はできておりましたので、補正予算の追加の提案ということになったわけでございます。今回の7号の補正にできなかった理由は、12月の2日以降にこの

金額を精査したということでございます。

それでは、なぜ514円で精算したのかということでございますが、実はこれも燃料費——光熱費であったり、燃料費とか、水道の施設の改修費とか、または電気代とか、または人件費とか、または、水を相当運んでから温浴施設を開放してもらいましたので、それに対するプラスの人件費、そういうことを細々としたものは全て出させて、各施設から出していただいて、それをきちんと精査し積算して、そして出そうというふうなことも考えましたが、なかなか燃料費は、大きなタンクの中の燃料が幾らどのぐらい使われてというのは非常に難しい。電気代にしてもそうです。

そしてまた、水を運んだ回数はわかりますが、それをきちんとした単価に掛けて積算してということについては、非常に客観的な判断が——判断というか、数字を出すのは難しいということからして、入浴料の回数券というのは1人514円で、今、有料で入浴ができていますのでございますが、これには今言うたもろもろの経費が全て入っておって、当然ながら送迎バスも出しておるわけですから、その送迎バス分も入っておる額が1人頭514円ということですから、例えば私たちのほうから要請をした無料で開放——温泉を開放してくれというよりも、むしろ風呂として開放してくれということをや要請したわけですから、それに対しては、514円はきちんとした客観的な理由のある数字だというふうに思いまして、通常514円の回数券で一般の方が有料で入っておる数字を出した、それを適用したということでございます。

そして、本来で言えば、その無料開放した風呂のとこの前に座る、誰か人をつけて、そこに座っておって私どもが回数券を買い取って、そこで手渡しで、これで無料で入ってくださいというふうにするのが、本来、一番正規なものだというふうに思っております。

そうしますと、一般の方、高齢者の方、子供、小児の方という方々に、それぞれの回数券を渡すというのが一番適切だとは思ったんですが、当時、そのようなことをする人もなかなか確保できませんし、そしてまた、そういう時間的余裕もないということから、それぞれの温浴施設にお願いをして、当然、受付で受け付けるわけですから、そこできちんとしたカウントをしていただくということございまして、これはまさに信頼関係の中でカウントをしていただいた数字を出していただいて、そしてそれに対して客観的な数字である回数券、割引の回数券の単価でお支払いする。これだったらきちんとした額であるというふうに思って、この計算をしたわけでございます。

もう1点、町外の温浴施設の10%ということでございますが、町外の温浴施設はずっと閉鎖しているわけじゃなくて、ずっと営業しておったわけでございます。そして、時期はちょっとそれぞれの施設で違いますが、そのところから、周防大島町の町民に限って無料で開放しますという大変温かい申し出をいただきました。

そういう形ですが、当然のことながら、ここにも何人入られたかというのはカウントをしていただくようにしておりましたので、そこにありますように、約2万人近い方々が、この3施設で無料開放の恩典を受けておるわけでございます。

そうした中で、何でそれじゃあ10%なのかということでございますが、先ほど言いましたように、ここは通常の営業をしておるわけでございまして、それに対して、町民の皆さん方を無料で入れるちゅうことになると、当然人数が増えるわけですね。

通常、例えば100人入るとこが130人入るということになると、30人分についてはやっぱり燃料費が嵩むとか、電気代が嵩むとか、人件費はそう余り嵩まないと思いますが、それらのことを考えますと、やっぱり通常入っておるのにそれが増えると、当然アメニティといいますか、石けんとかシャンプーとか、そういうのも余分に使うこととなります。

その額が10%ぐらいではなかろうかということで、これは客観的にはなかなか出しにくい数字でございますが、謝礼でございますので報償費という形ですから、それをそれぞれの無料開放で協力をいただいた施設にお礼をしたいということでございますので、この10%は本当に客観性があるかどうかと言われますと、私たちの思いでございます。お礼の思いでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 燃料費が幾ら使ったか、実績のもとに出せという話じゃなくて、私が聞いているのは、514円の単価が、この中にはどういう経費が含まれているんですか、どういう経費で積み上げられているんですかということを知っているわけで、それは要するに、この経費の中が実費の負担分、この無料開放というのは町が無料開放したものでありますので、町がその経費を負担するというのは当然の話なんです、その経費に非常時以外の経費まで含まれているのであれば、その単価に——それは出し過ぎじゃないかということをお願いしているんで、それを教えてくださいと単に言っているだけの話なんで、それをこの514円、正規の単価はもっと高いんでしょうけど、それがどういうふうな積算根拠で積算されているのか、例えば燃料費が幾らで、人件費が幾らで、それでこういう単価になっていますよというのは当然あるはずなんで、それを簡潔に御答弁くださいということをお願いしているだけの話なんで、もう一度御答弁をお願いいたします。

それから、人数は、これはもう報告の数値ということでよろしいということですね、もう1回確認させてください。

それと、見舞金の話は、そのときはそういう状況になかったと言われましたけど、この500万円の金額も、要するに損害賠償とは別の話で、それ以外のとにかく当面の支援のためにいただいたお金ということで、そこはやはり交渉すべきことだと思いますんで、それを何で——じゃあ、今から見舞金についても、加害船が出すべきものであると言われるのであれば、今から、

そのときはできなくても、今から交渉されるということによろしいのでしょうか。

以上の点を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 514円の根拠でございますが、514円は当然ながら回数券の単価ですから、回数券の5,140円中、10枚で5,140円に割り落とすわけですね。1枚であれば通常720円、720円を10枚購入すれば5,140円にしますよというのは、これは今の通常の竜崎温泉の入浴料、条例の使用料でございますので、その514円は、じゃあどうやって出したのかということになりますと、その前の720円をどうやって出したのかということになります。

720円は、条例制定のときに、それはいろいろな根拠をもとに出しておるわけですから、それを720円でお支払いするという方法も例えばあったと思うんです。ただ、町が無料開放を要請し、そしてまた町が無料開放を要請したということは、町民の皆さん方に無料開放の入浴券を渡すという意味と思っておるわけです。

そうしますと、町が買い取るけ、720円のを買い取って渡すのではなくて、買い取るのであれば10枚券を買い取って、それぞれ皆さん方に、入浴する場でこれを使って入浴してくださいというふうにやるのが筋だと思うわけです。

ですから、514円の根拠というのは、一般の方が1人1回720円で入浴できるということの根拠から来ているわけでございますから、今この514円の中身が何と何と何とを足してこうなるとるんだということにはなっておりません。

ですから、入浴と送迎のバスということが、この514円の中身だろうと思います。そして、先ほども述べましたように、潮風呂保養館のほう——遊湯ランドのほうでは、送迎バスが行っていないところがあるということがありましたので、そのところには別の、屋代方面ですかね、屋代方面には潮風呂保養館のバスが行っていないと、送迎バスが行っていないということで、それは別にバスを出してください、その分については別に積算してお支払いしようということでございますので、考え方は、これが全てだとは思いませんが、ある程度、客観性を持たした数字であるというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 私も客観性のところからの質問ですが、特に総計予算主義——地方自治法上の総計予算主義の観点から、この資料のお金の動きがないと、予算書の説明がつかないという形になると思うんですね、こういう作り方であれば。

実際には歳入としては、こういう船舶会社からの歳入があったわけですから、それがそれぞれの施設にこういうふうに移っている。そこの足りない部分を財調から歳入させていると、そう

いう動きはこの補正予算書ではわからないわけです。

それは、加害船からは直接施設に行ったんだという主張をされるかもわからないのですが、それでは、お金の動きがわかりませんよね、この予算書だけでは。そこは予算処理として、予算書として全ての歳入歳出を計上するところから書かないと、これでは、予算書を見るだけでは加害船からの寄附はなかったことになってしまいますよね。財調だけが財源ということになってしまうと思うんですが。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回のこういう非常時でございますので、若干そういうところに問題があるということもあるかもわかりません。

しかしながら、今の500万円のことについては、これは町に、結果的には町民の皆さん方に使ったということになるんですが、実はこれはオルデン社のほうから町に入れるというものではなくて、本来で言えば、私からすれば、オルデン社自身が水を買ってきて水を自分が配るべきだというふうにならざるを得ないとおりでございますが、やはりそういうこともなかなか現実的ではないということからして、水は、水を持ってくる船は当然ながら向こうから何回も持って来ていただきましたし、これも若干不満は残るんですが、そういうことを言えば、今回の全てをオルデンがやればいけないかということに当然なると思います。

今回の500万円の件について申し上げますと、実は500万円でバスを出してください、タクシーを出してください、自分で迎えに行ってください、水も自分で配ってくださいというふうには、本来はそう言いたいところがございますが、ただ、オルデンのほうからは、そういうことは自分たちでもなかなかできないということからして、できる分野については、それは直接そういうことでお願いしますということで、500万円の使い道については、臨時シャトルバスとか、例えば温泉の無料化に対するそれぞれの施設への補填とか、そして送迎のレンタカーを借りる経費とかというものにまず充てるという、こちらからもそれをやってくださいということになったんですが、それはここに、幾らでも持ってきますよというような話ではなくて、さっきから田中議員から話がありましたように、何でそれじゃあ、持ってもらえばいいじゃないかということになります。そういう交渉ごとをしよるような話じゃなくて、何をまず支援しましょうかと言うから、それならということでシャトルバス等の要請をした。

向こうも何を支援しましょうかと言って、そこにいっぱいの人を連れてきておるわけじゃないわけですから、当然そういうことを何をしたらいいかちゅうのは、こちらに聞かなければわからないと思うわけです。

そうした中で、町のほうからは、現金を直接自分のほうでお支払いできる場所は、無料の風呂を開放しているぶんについて、それじゃあ負担してくださいということを言ったわけでございま

す。

本来、今、砂田議員さんが言うように、町に入って、そして町の予算を通して町が支出するというのであれば、今回ちょっと若干この、今の予算組みについては問題があるというふうに言われるかも知れませんが、実はこれは、だから、町に入ってきたお金じゃなくて、直接、それぞれの温浴施設にオルデンから入っていくというお金でございますので、その残りについては、私たちは町のほうで無料開放をお願いしたわけですから、その人数分についてはお支払いしようという気持ちでございますので、ここで計算上は差っ引いてありますが、予算を通すものではないというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） いろいろ説明をお聞きしまして、別に単価等でまた加害船の施設等、今十分わかったところでありますけど、私が一番気になりましたのは、町外の温浴施設に対しての、これはもうお礼の思いということで、一言で切りがついたわけですが、本当にスピーディーに対応いただいて、本当に入浴できるということがどれだけ町民にとってありがたかったことか、そういった部分を含めまして、先ほどの説明では1割は燃料費的にいくのではないかと、いうところで、この10%、謝礼としての思いとして上がってきたんですけど、町内の温浴施設はそれなりに、単価等も明確な形でほぼ、それはいろんな形で大変な運営もあったことと思えますけど、人数がたくさん入浴したということは、ある意味、すごく安定した状況での展開というふうに結果的にはなったのではないかなと思うわけでありまして。

本当に緊急事態の対応として、近隣の市町が本当に温かくやってくれたことに対しての謝礼として、別に今回の補正出して、幾ら基金の取り崩しといえど、報償費としてももう少し上がったところで、私は反対をする思いも何も持たなかったと自分で思っておるわけですが、もう少しパーセンテージはあっても良かったんじゃないかなという気が素直にしております。一言。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 町内の施設には回数券金額ではありますが、全額お支払い、町外には入浴料の10%を謝礼としてお支払いするという予算を出しておる。それについて率がどうなのかという御質問だと思います。

町内の温浴施設は、2つの施設は完全にクローズ、閉鎖してとめちよったわけですね。それで、竜崎温泉につきましては、一部、自前の井戸を持っておったので、自前の井戸で細々とシャワーが出るということで、そこは有料で開放しておりました。

有料で開放——通常でやっておったんですけど、それだったら有料で普通にやりながら、そのようにシャワーが出ないという状態でいいのかということで、竜崎温泉のほうからは、ぜひとも無料で開放させてほしいということが申し出がありました。

無料で開放するちゅうのはなぜかと言うと、使用料、利用料がちゃんと決まっておりますから、それを無料にするときには、町の許可を取らなければならない。例えばイベント等で無料にするときにもそうです。許可を取らなければならないということから、そこで私たちもこういう緊急事態だから無料でもし事業者のほうはやるといふのであれば、それは許可しようということでも許可をしたんですが、そのときに申したのは、宣伝はしないでくださいと、PRはしないでくださいと。というのは、無料でやりますよちゅうことをPRしないでくださいというふうに申し上げました。

というのは、パニックになって、皆さん本当にお風呂で困っているのはよくわかっていますから、それを無料ですよとやった場合、パニックになる恐れがあるということで、殺到して、実際にはシャワーも2つしかあいていない、そういう状態の中で殺到されたんでは、もしそこでトラブルってはいけないということで、来た方には無料ですよと言ってもいいけど、PRはするなということも申し上げておりました。

それがずっと続いておって、それでようやく他の2施設を含めて、3つの施設である程度の水の確保ということがめどが立ってきて、なおかつ、きちんと他の施設も含めて水質検査も完了したということから、11月9日から無料開放、3つの施設を町のほうの要請による無料開放をやったということでございます。

ですから、ここは全てはじめての湯を沸かすときから全部無料ですから、1円もお金が、料金が入らない状態で無料開放しております。

そして、他の町外の施設につきましては、通常運転をずっとやりよるわけですね、通常運転でやりよるわけですから、当然有料、料金を取って入浴施設を運営しておった、それに対して周防大島町の町民をプラスして無料で入れましょうということですから、プラス分について当然ながら余分が出るであろうということを想定したわけでございます、通常1,000人入りよるとこに、それにもう仮に500人入ったとしたら、もともとは一遍、全部風呂を沸かし、温泉を沸かし入るわけじゃ当然ないんで、ただ、人数が50%仮に増え、500人仮に増えたとしたら、500人分が余分に入ると、少しまた、たくさん湯を沸かさなきゃあいけんとか、または、さっき言った石けんとかシャンプーとか、そういう物がたくさん使われるというふうなプラスが出るであろうということからして、そのぶんを10%というふうに根拠を作ったわけです。

ですから、この根拠が正確かどうかちゅうのはなかなかわかりません。しかしながら、謝礼ですから、そのような何らかの根拠を作らないと数字が出ませんので、そのようなことをして、それぞれの施設の単価に人数を掛けて、その約10%を謝礼として報償費で支出しようというふうにしたわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 今度また、近隣の市町で何か災害等あったときには、本当に即時に、また本町としてもこういった対応が逆にしていただける体制で、町のほうからも御指示がいただければ、お互いが、町としての共助として展開できると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 私たち、きちんと確認をしちよるわけじゃないんですが、当然ながら相当経費はかかると思うんですね、大島からたくさんの皆さん方が無料で行っていますので、そうしたときに、全ての市町に聞いておるわけじゃありませんが、当然皆、指定管理施設なんで、指定管理者のほうに負担をかけるというわけには当然いかないということがあると思います。

そうしたときに、市のほうからとか、町のほうからとか、それについては指定管理者のほうに何らかの実費はお支払いするというふうに聞いた施設もあります。

ですから、当然ながら私たちは何からの、少しでも誠意を示さなければならぬんじゃないかということで、こういう謝礼、報償を組んだわけでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第16号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 議案第16号につきまして、反対の立場で討論をいたします。

今回の断水に伴います町内温浴3施設は、全て指定管理者の運営による町の公共施設でありまして、その無料開放に伴う費用を町が負担するのは当然のことだと言えますが、その負担の範囲は直接的な人件費や燃料費など、指定管理者が負担した断水を原因とする無料開放に伴う実費相当分に限定すべきことであり、平時に必要な経費まで負担すべきでないと考えられます。

そこで、その費用とされております総額1,017万9,000円の公金につきましては、単に回数券単価により算出されたものであり、その単価である入浴料金がどのような目的の経費で積算されているのかが不明なものでありまして、また、予算の根拠となる入浴者数も報告値のみであり、町はチェックされていないということが明確にされております。補填すべき費用は実際に要した経費に限定されるべきものであり、公金を出す根拠は明確にすべきであることは今さら言うまでもないことでありまして、積算根拠が明らかでないまま、安易にこの予算を認めることはできませんので、予算の精査を求めて本議案には反対とせざるを得ないものであります。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号平成30年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前11時10分休憩

午前11時22分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1. 柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件

○議長（荒川 政義君） 尾元武議員、久保雅己議員から、柳井地区広域消防組合議会議員辞職願が提出されております。

お諮りします。柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで追加議事日程第1を配付します。

追加日程第1、柳井地区広域消防組合議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、尾元武議員、久保雅己議員の退場を求めます。

〔9番 尾元 武君、12番 久保 雅己君 退場〕

○議長（荒川 政義君） お諮りいたします。尾元武議員、久保雅己議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、尾元武議員、久保雅己議員の柳井地区広域消防組合議会議員の辞職を許可することに決定しました。

尾元武議員、久保雅己議員に入場をしていただきます。

〔9番 尾元 武君、12番 久保 雅己君 入場〕

追加日程第2. 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙

○議長（荒川 政義君） ただいま柳井地区広域消防組合議会議員が欠けました。

お諮りします。柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議事日程第2を配付してください。

追加日程第2、柳井地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

柳井地区広域消防組合議会議員に、吉村議員と久保議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、吉村議員と久保議員を柳井地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました吉村議員と久保議員が当選されました。

吉村議員と久保議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

吉村議員と久保議員、それぞれ承諾をお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ありがとうございます。両議員におかれましては、よろしくお祈りを申し上げます。

追加日程第3. 柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件

○議長（荒川 政義君） 次に、吉田芳春議員、平野和生議員から、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職願が提出されております。

お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程第3を配付してください。

追加日程第3、柳井地域広域水道企業団議会議員辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、吉田芳春議員、平野和生議員の退場を求めます。

〔6番 吉田 芳春君、7番 平野 和生君 退場〕

○議長（荒川 政義君） お諮りいたします。吉田芳春議員、平野和生議員の柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、吉田芳春議員、平野和生議員の柳井地域広域水道企業団議会議員の辞職を許可することに決定しました。

吉田芳春議員、平野和生議員に入場していただきます。

〔6番 吉田 芳春君、7番 平野 和生君 入場〕

追加日程第4. 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙

○議長（荒川 政義君） ただいま柳井地域広域水道企業団議会議員が欠けました。

お諮りします。柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

日程第4を配付してください。

追加日程第4、柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定

しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

柳井地域広域水道企業団議会議員に、藤本議員、新田議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました、藤本議員と新田議員を柳井地域広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。ただいま指名しました藤本議員と新田議員が当選されました。

藤本議員と新田議員が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

藤本議員と新田議員、それぞれ承諾をお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ありがとうございます。両議員におかれましては、よろしくお祈りをいたします。

追加日程第5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（荒川 政義君） 次に、議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を日程に追加し、追加日程第5として、議題とすることに決定しました。

日程第5の配付をお願いします。

追加日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件を上程し、これを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等について、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の特定の事件として、委員の任期中の継続審査としたいとの旨がございました。

お諮りします。議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件と

して、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申し出のとおり、申し出事件を委員の任期中の特定の事件として閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第14. 議員派遣について

○議長（荒川 政義君） 日程第14、議員派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議員を派遣いたしたいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後、変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、決定をいたしました。

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成30年第4回周防大島町議会定例会を閉会をいたします。

○事務局長（舛本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 新山 玄雄

署名議員 中本 博明